

議案第 9 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備するため、提案するものであります。

調布市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(調布市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 調布市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年調布市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項各号列記以外の部分及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(調布市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 調布市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和30年調布市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(調布市消防団に関する条例の一部改正)

第3条 調布市消防団に関する条例(昭和30年調布市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において

て、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、同法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は同法第１６条に規定する拘留（以下「改正前の拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、改正前の拘留は、長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする改正前の拘留に処せられた者とみなす。